

松阪市民を特殊詐欺等から守る条例

松阪市環境生活部地域安全対策課

三重県松阪市は、深刻化する特殊詐欺被害を防ぐため、通話しながらATM操作をしないことを市民らに義務付ける条例を制定した。全世代を対象にする条例は全国初である（罰則はなし）。

1 はじめに

～被害の現状と既存対策の限界～

近年、全国的に特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺が急増し、AIの進化等で手口も巧妙化しています。松阪市も例外ではなく、市内における令和7年中の被害件数は、特殊詐欺58件（被害額約1億9720万円）、SNS型詐欺41件（被害額約2億3120万円）の計99件、被害総額約4億2840万円に上りました。令和4年と比較すると、件数は7倍になり、被害額は28倍にもなっています。

しかしながら、これは警察の認知件数であり、実際の被害はさらに多いと推測されます。

図表 1

1. 特殊詐欺被害の推移（松阪市）

年	被害件数	前年比	被害額
令和4年	14件	—	1,531万円
令和5年	32件	2.3倍	1億111万円
令和6年	69件	2.2倍	3億4,562万円
令和7年	99件	1.4倍	4億2,840万円

※注：上記は警察への届出受理分のみ。令和6年より「SNS型詐欺」も含めて集計。

2. 被害者の年代・男女別（令和6年・7年比較 松阪市）

年代	性別	令和6年	令和7年
10代～64歳	合計	49人（70.6%）	73人（73.7%）
	男性	23人	43人
	女性	26人	30人
65歳以上	合計	20人（29.4%）	26（26.3%）
	男性	10人	18人
	女性	10人	8人
全合計		69人	99人

2 条例制定のきっかけと着眼点 「水際」での阻止へ

これまで市では広報紙での特集、出前講座、警察や防犯協会と連携した啓発活動を展開してきましたが、被害増加に歯止めがかからず、新たな対策が急務でした。

そんな折、「大阪府安全なまちづくり条例」改正（令和7年8月1日施行。高齢者のATMでの携帯電話通話禁止、5万円以上の電子マネー販売時の確認義務化等）のニュースを目にしました。

これを機に、本市の令和6年中の特殊詐欺被害を確認・分析をしました。

令和6年中の特殊詐欺等の被害件数とその被害額は特殊詐欺が46件で約1億6400万円、SNS型詐欺が23件で1億8162万円、合わせて69件、被害総額約3億4562万円でした。

特殊詐欺の被害手口はオレオレ詐欺と架空料金請求詐欺が大半を占め、被害者の年齢層は65歳以上が約3分の1、10代から64歳までが約3分の2を占め、幅広い世代に被害が及んでいることがわかりました。

また、最終的に金銭を騙し取られる手段としては、ATMでの振込型が59%、電子マネー型が33%と、この二つの手口で全体の92%を

占めることが判明しました。

手口が巧妙化する中、市民が「騙されること」「自体を完全に防ぐのは困難です。しかし、最終的に「金銭を騙し取られる水際の場面」で被害を食い止めることはできないのではないかと考え、水際対策に重点を置いた「松阪市民を特殊詐欺等から守る条例」の策定へ動き出しました。

3 関係機関との綿密な協議と実効性の担保

実効性のある条例とするため、素案段階から関係各所と協議を重ねました。

まず、松阪警察署からは、「金融機関等からの通報で駆けつけても、被害者が騙されていることを受け入れず対応に苦慮するケースが多い。『条例で決まっている』という根拠があれば、声掛けや説得が格段にしやすくなる」と強い賛同を得ました。

次に、市内に店舗やATMを有する全金融機関と意見交換を行いました。「条例が根拠となれば、顧客の反発を恐れずに声掛けや通報ができる」と歓迎される一方、「スマホを利用したATMサービスも普及しているため、操作の全面禁止ではなく『通話』に限定してほしい」との要望があり、条文中に反映しました。

さらに、電子マネー販売の最前線であり、ATMも設置されている市内のコンビニ各社とも協議しました。「従業員の多くがアルバイトや外国人で高度な対応は難しい」「店内のATMは別会社の管理であり、店員が操作を教えたりポスターを貼付したりできない」といった現場の課題が提示されました。市はこれらの実情と、各社が既に実施している防犯対策を理解した上で、現場の過度な負担にならず効果的な条文作成に努めました。

4 条例の目的と基本姿勢（第1条～第3条）

本条例は、市、市民、事業者等が一体となって被害防止活動を推進し、安全で安心して暮らせる市民生活の実現を目的とします（第1条）。

対象の「特殊詐欺等」には、従来の手口に加え、急増する「SNS型投資詐欺」「SNS型ロマンス詐欺」も明記し、犯罪実態に即した内容としています（第2条）。

また、条例運用にあたっては、過剰な適用や誤った解釈で市民や事業者等の権利を不当に侵害しないよう注意を促しています（第3条）。防犯協力を求めるあまり、「店員が通話を止めなかったせいで被害に遭った」といった事業者への不当な責任転嫁が起きないように

配慮を求めています。

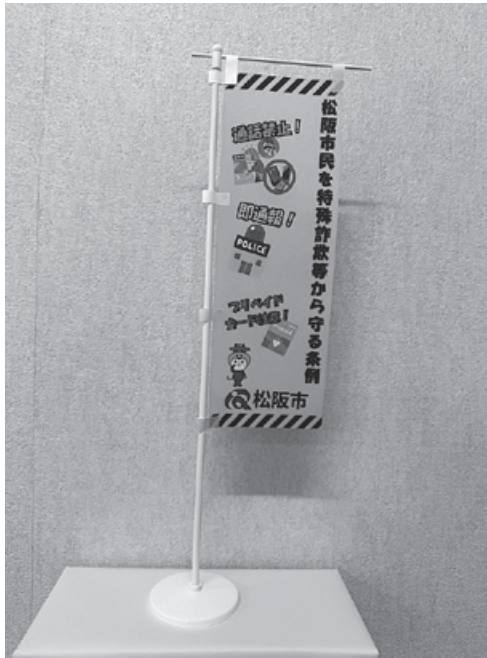
5 地域一体となった防犯体制の構築（第4条～第6条）

（1）市の責務（第4条）

市は、総合的な施策を策定・実施する責務を負います。市民や事業者等と連携した活動、最新手口等の情報提供、効果的な広報・啓発、地域団体等の自主的な防犯活動への支援に努めます。

（2）市民の責務（第5条）

市民には市の施策への協力を求めます。市からの防犯情報を得た際は親族や近隣住民と共有し、事業者等から注意喚起を受けた際は適切な行動をとるよう求め、主体的な防犯への関与を促しています。



啓発ミニのぼり

（3）事業者等の責務（第6条）

金融機関やコンビニなどの事業者等は、市民の安全を脅かすリスクを管理し、被害防止を促進する役割を担います。市の施策への協力に加え、自らの商品やサービスが詐欺に利用されないための措置や、店頭等での注意喚起・広報に努めることを定めています。

6 本条例の大きな特徴… ATMでの携帯電話通話の禁止等（第7条）

本条例の最大の特徴がATM周辺での対策です。還付金詐欺等では、犯人が被害者に携帯電話で指示を出しながらATMを操作させる手口が頻発しており、事業者等と市民双方に役割を課しました。

事業者等には、顧客が視認しやすい場所に「正当な理由なく携帯電話機等による通話をしながらATMを操作することを禁止する旨」を掲示するよう求めています。

これを受け、市民及びATM利用者には、「正当な理由がない限り携帯電話機等で通話しながらATMを操作してはならない」という義務を課しました。市民

自らが被害者とならないための行動基準です。

さらに、被害に遭うおそれのある者を発見した場合や疑わしい電話を受けた際の市民の警察への通報努力義務、被害発生を察知した際の事業者等の通報努力義務も規定し、水際対策を強化しています。

7 現代の手口に対応… プリペイド型電子マネー販売時の措置（第8条）

架空料金請求詐欺等で悪用される「プリペイド型電子マネー」についても、販売事業者への措置を定めています。

店舗で電子マネーを販売する事業者は、レジ周辺での注意喚起を行うとともに、購入者が詐欺被害に遭うおそれがないかを自己判断できる「事項を記載した書面等」を備え付けるよう努めることとしています。購入者に冷静に見つめ直す機会を提供することが狙いです。

また、購入者の言動等から詐欺被害のおそれがあると判断した場合は、速やかに警察へ通報する等、柔軟かつ迅速な介入ができる体制構築を求めています。

8 関係機関との連携（第9条～第10条）

特殊詐欺対策は市単独で完結しません。三重県が実施する施策への協力を行うとともに、松阪警察署と密接に連携し、情報共有や被害防止施策を推進していくことを明記しています。本条例は、単なる理念にとどまらず、ATMでの通話禁止や電子マネー販売時の措置など、実効性のある防犯対策を地域全体で実践する枠組みです。

9 おわりに ～今後の課題と理想～

本条例により、ATMや実店舗における「水際対策」の強化を図ることができました。しかし、近年急増する「SNS型投資詐欺」や「SNS型ロマンス詐欺」への対応という重い課題が残されています。

これらの詐欺は、言葉巧みにLINE等の閉鎖的な通信アプリへ誘導され、儲け話や恋愛感情で心を弄ぶ卑劣な犯罪です。第三者が介入できないネット空間の「密室」で行われ、決済もオンライン上で完結するため、実店舗やATMでの水際対策では食い止めることが困難です。現時点では、これらを物理的に阻止する決定的な対応策を見出すのは容易では

ありません。

だからこそ、今後は条例の枠組みを超えた総合的なアプローチが不可欠です。市民一人ひとりが手口を知り警戒する「自助」、家族や職場、地域社会で異変に気づき助け合う「共助」、行政や事業者、警察が連携して被害を防ぐ仕組みを作り啓発を続ける「公助」。この3つが三位一体となって支え合う社会の構築こそが、目指すべき理想の姿です。

松阪市は、本条例を第一歩として、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに引き続き全力で取り組んでまいります。

図表2 条例を周知するためのチラシ

各戸回覧のほか、金融機関・コンビニのATM付近等に掲示を依頼。プリペイド型電子マネー購入前にセルフチェックするためのQRコードを付けている。

「松阪市民を特殊詐欺等から守る条例」が制定されました!!

☑ **ATM操作中にスマホ等で通話するのは禁止!!**

・電話でATMを操作させるのは典型的なサギの手口!

☑ **あやしい?と思ったら即通報しよう!!**

・身近な友人知人やお客さんが、あれ?だまされてない?と感じたらすぐに警察に通報を!

☑ **プリペイド型電子マネーは要注意!!**

・プリペイド型電子マネーのカードを買うよう頼まれたら要注意!!サギかもしれません!
購入する前にこれでチェックを⇒⇒⇒⇒

松阪市 地域安全対策課